



水インフラに関するリーガルサービス

1 免責事項

本紙の情報は、一般的な情報として利用者の参考に供することのみを意図して作成されたものであり、個別具体的な事情に対する法的な助言又は見解として提供するものではありません。

弊所は、本紙の内容の正確性の確保に努めておりますが、正確性を保証又は担保するものではありません。また、商品に関係する規制を網羅することを目的とするものではありません。

規制内容に誤りがあった場合であっても、いかなる補償も致しません。

2 作成日

令和3年4月15日 行政書士メイガス国際法務事務所作成

3 対象

水インフラの輸出・輸入・製造・販売等を検討している方

4 水インフラの関係法令

水インフラを海外に展開する場合、世界各国・各地域により水インフラの需要が異なり、日本を含む先進国では老朽化した水道管の整備が重要とされ、水資源が充分でない中東や島嶼国では海水淡水化技術が求められ、途上国では浄化槽などの分散型污水处理設備が必要とされています。また、それぞれの国・地域により水インフラへ求める基準も異なっています。

水インフラ設備や技術を輸出する場合は性能・製品・技術水準によっては外国為替・外国貿易法に基づく該非判定を行う必要があります。部品交換等のための一時的な輸出であっても該非判定は必要です。

また、浄水器や浄化槽などの設備を我が国へ輸入する場合や、我が国において製造・販売する場合は水道法や浄化槽法などに従った構造・材質・性能とする必要があります。

5 水インフラに関する主要な法対応

5-1 アジア各国の水質基準

中国では Environmental Quality Standards for Surface Water、インドネシアでは Water Quality Criteria、ベトナムでは National Technical Regulation on Surface Water Quality など、各国で独自の水質基準が設けられています（なお、地下水や海水についてはそれぞれ別の基準が存在します）。よって、水インフラの海外展開を検討する際は展開



先の国の基準を満たすものであるか事前に検討する必要があります。また、各国で注力している分野も異なり、養豚業が盛んなベトナムでは養豚場における畜産排水基準の制定、インドネシアでは西ジャワ州最大の河川であるチタルム川の水質改善と河川の日最大負荷量の規制、スリランカでは地下水データロガーを設置して地下水の保全と汚染防止に取り組んでいます。よって、各国で必要とされる水インフラ関連設備及び技術についても個別の事情により異なっています。

弊所では水インフラの輸出を検討されている企業の方に対して各国法制度と各国の水資源・水インフラに関する戦略を解説し、輸出しようとする設備が輸出相手国の技術基準等に違反しないよう是正指導を行うなど、APEC Guideline for Quality of Water Infrastructure（水インフラの質に関するガイドライン）に従い水インフラのアジア圏への輸出に関するコンサルティングを実施しております。

5-2 浄水器・活水器・給水管・濾過砂・水道用活性炭等の水道関係設備

浄水器・活水器・給水管・濾過砂・水道用活性炭等の水道関係設備を製造・輸入する際は、取り付け方法や構造により水道法に従い第三者認証機関による認証登録を受けることが一般的です。認証登録では製品の構造・仕様等により耐圧性能や浸出性能、逆流防止性能、水撃性能、構造・材質、濾過能力等について検査を受けます。また、浄水器については家庭用品品質表示法の対象となりますので、適切なラベルを表示する必要があります。

なお、浴槽用などの電気温水器、ウォーターサーバー等の電機冷水機、水道凍結防止器、観賞用のウォータータワーなどの電機噴水器、オゾン水生成装置などを製造・輸入販売する場合は構造・仕様等により電気用品安全法（PSE）の対象となります。

弊所では浄水器・活水器・給水管・濾過砂等の水道関係設備について、水道法の対象か否かを判定し、改修提案や認証取得のサポート、ラベルのリーガルチェック、PSE 対応コンサルティングなどを行うことが可能です。

5-3 浄化槽

浄化槽を製造・輸入する際は、浄化槽法に従い浄化槽の形式認定を受ける必要があります。また、建築基準法でも製造・施工方法・維持管理方法・技術資格等についての規定があります。なお、建築基準法上での形式適合認定は任意となっておりますが、建築基準法上での形式適合認定を受けることで建築確認申請時や、浄化槽法上の形式認定申請時の提出書類が軽減されることから取得をおすすめします。

なお、浄化槽を輸出する際は水中ポンプや水中攪拌機等について外国為替・外国貿易法に基づき該非判定を行う必要があります。

弊所では浄化槽法や建築基準法に基づく形式認定・形式適合認定の申請サポートや改修提案、輸出時の該非判定を行っております。



5-4 水道用薬品

凝集剤等の水道用薬品についても製造・輸入を行う場合は5-2と同じく認証を受けるか、厚生労働省の水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドラインに基づいた自己認証を行う必要があります。また、水道用薬品については種類・物質・数量により化審法・化管法等の化学品・化学物質に関する法規制の対象となることがあります。

弊所では化学物質管理についてのコンサルティングも実施しております。

5-5 水インフラ施設の輸出

弊所では下水道技術海外実証事業（WOW TO JAPAN プロジェクト・事業費上限 4,000 万円）への応募のサポートなど、各種政府プロジェクトへの参加についてのコンサルティングを行っております。

なお、水インフラ施設の輸出に際しての規制として、クロスフロー濾過装置とその部分品については性能・構造・仕様等により輸出規制（リスト規制）該当品となりますので、原則として事前に経産省に対して輸出許可申請を行う必要があります。また、性能・構造・仕様等により非該当品となった場合（例：有効濾過免責が規制基準値未満であった場合）も非該当証明書／該非判定書を作成する必要があります。

また、適切な水配分を行うために水位などの情報を遠隔操作・監視する自動水位観測システムを輸出する場合は通信・暗号等の観点から該非判定を行う必要があります。

弊所では様々な水インフラ施設やIoTに関する該非判定を行っております。